

第16回議会運営委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和5年11月2日（木曜）		午前9時30分 開会
	休 憩 9:39-9:40 9:58-9:59 10:00-10:03		
会議場所	3階委員会室		
出席委員 氏 名	委員長	渡辺洋一郎	委 員 中村 和宏
	副委員長	立川 美穂	委 員 中田智恵子
	委 員	正村紀美子	委 員 鈴木 健充
	委 員	木村 淳彦	議 長 梶澤 幸治
欠席委員 氏 名			
説明等に 出席した 者の氏名			
事務局職員	事務局長 安田 敦史	総務係長 竹川 恭史	総務係主査 上田瑞紀

1 開 会

- ・委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。

2 議 件

(1) 調査事項

- ア 議会だより11月号の編集について 当日資料1
- イ 議会だより12月号の編集企画について 資料2
- ウ 陳情の取扱いについて 資料3
- エ 先進地事務調査報告書について 当日資料4

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程（予定）について

令和5年 月 日（ 曜） 時 分

(2) その他

2 議 件

(1) 調査事項

- ア 議会だより11月号の編集について 当日資料1
 - ・正村委員：校了は本日。軽微な文言等の最終整理は事務局一任として内容を確定させたい。
 - ・委員長：質疑・意見はないか？
 - ・（質疑・意見なし）

- ・委員長：説明の内容に異議ないか？
- ・（異議なし）
- ・委員長：説明のとおり編集を校了とする。

イ 議会だより 12月号の編集企画（案）について 資料2

- ・正村委員：資料説明（ページたて、校了日、8ページ編集等）。
- ・委員長：質疑・意見はないか？
- ・（質疑・意見なし）
- ・委員長：説明の内容に異議ないか？
- ・（異議なし）
- ・委員長：説明のとおり編集を進めることを決定する。

ウ 陳情の取扱いについて 資料3

- ・立川副委員長：去る10月24日に「十勝スキー連盟」から議長宛の陳情書を受理した。当日は、15時に先方の副会長と事務局長が来庁され、「今シーズンのメモロスキー場の営業に関する陳情書」として、正副議長及び総務経済常任委員会副委員長が対応し、陳情を受理した。本日は、この取扱いについて協議したい。（「資料3-2」により陳情取扱い等の根拠を説明・確認～「議会基本条例等」では、町民以外からの陳情は、原則として議員への「写し配布」と規定しているため、議会運営委員会として「特殊な陳情の取扱い」を協議する旨の説明。）
- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・正村委員：本陳情は町外からのものであるが、メモロ新嵐山スキー場については、多くの町民からの関心も高く、町外の方からも再開の要望も寄せられていることから、本陳情は取り扱うべきである。陳情の取り扱いは、委員会の付託にするのか、本会議の中で審議するのか議論すべきである。
- ・立川委員：資料2の朱書き部分の特殊な陳情に当たると考える。今回の陳情の願意を鑑みると本町議会として取り扱うべきであり、所管委員会に付託し審査すべきである。
- ・委員長：他にないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：陳情として取り扱うことに異議ないか？
- ・（異議なし）
- ・委員長：決定する。なお、具体的な審査方法については、11月17日に開催予定の議会運営委員会において、決定することとする。

エ 先進地事務調査報告書について 当日資料4

- ・立川副委員長：9月29日に実施した先進地事務調査について、報告書案を整理したので協議したい。なお、12月定例会議において報告予定であり、それに間に合うように整えていくものである。
- ・委員長：意見・質疑はないか？

- ・中村委員：概ね政務活動費の使い方は釧路町議会の例になると思う。研修と政務活動費は全く別なものであることを理解することができた。
- ・鈴木委員：本町と人口規模が同程度であり、政務活動費は釧路町議会の行っている方法も1つの方法で実質的なもののみの調査研究費となっており、今後このような形を導入すれば良いと考える。
- ・木村委員：議員一人ひとりが自ら目的をもって研修するということが重要なことであると認識した。
- ・中田委員：本町と人口規模が同程度であるが、町の中の様子は若干相違があり、議会の認識も違ってくるので、今後さらなる調査・研究が必要である。
- ・委員長：他にないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：細かな文言修正は正副で行い、この内容で決定することに異議ないか？
- ・（異議なし）
- ・委員長：決定する。

- ・委員長：お諮りする。当日追加として2件調査事項に加えたい。1件目は「第2回議会モニター会議開催要領案について」2件目は「議会ホットボイスについて」である。異議ないか？
- ・（異議なし）

オ 第2回モニター会議開催要領案について 当日資料5

- ・立川副委員長：前回議運（第15回：10月25日開催）で案を決定し、先日の全協（第7回：10月31日）での協議結果を踏まえて、改めて協議したい。協議のポイントは2点。1点目は、当初の案にはなかった「議会報告」として、先日開催した（10月14・15日）の「議会報告会」の総括を加えることと、2点目は、グループワークの具体的な意見交換の展開についてである。テーマは「新たな新嵐山スカイパークについて」で変更はないが、議運のメンバーがグループリーダーとなって進行することとし、グループワークの展開は「総論」からスタートして、モニターさんがそれぞれ考える「町民の憩いの場」と「観光の振興」の理想イメージを引き出し、グループで時間があれば「各論」として、理想とする姿を実現させるための「人」「もの」「金」について議論する展開を共通イメージとしたい。
- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：資料のとおり決定することに異議ないか？
- ・（異議なし）
- ・委員長：決定する。

カ 議会ホットボイスについて 当日資料6

- ・委員長：前回議運以降、受理したホットボイス2件について、取扱いを協議したい。ここで休憩とする。

(休憩中に全委員が受理内容を確認)

- ・委員長：休憩を取り消し、委員会を再開する。受理したホットボイス2件について一括協議したい。まず最初に「取扱いの可否」(「基準」第3条第2号のア)」について協議する。今回受理したものは、基準の第3条第3号に規定するすべての項目(特定者への誹謗中傷等7項目)に該当しないとみなし「取り扱うこと」としたい。異議ないか？
- ・(異議なし)
- ・委員長：決定する。次に「回答の可否」(「基準」第3条第2号のイ)を協議したい。「回答」を「可」とすることで異議ないか？
- ・(異議なし)
- ・委員長：2件に回答することで決定する。ここで、回答案を作成するので、休憩とする。
- ・(休憩中に回答文案を作成する)
- ・委員長：休憩を取り消し、委員会を再開する。ここで回答案を公表する。意見・質疑はないか？
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：異議ないか？
- ・(異議なし)
- ・委員長：回答として、決定する。
- ・委員長：ただいま、決定した回答の前提となる受理文2件のうち、1件は無記名、1件は実名となっている。このことから、投稿者が特定できるものについては、速やかに回答書を通知することとしたい(「基準」第3条第4号)。異議ないか？
- ・(異議なし)
- ・委員長：決定する。次に、ただいま決定した「回答」について、「内容の公開(「基準」第4条)」を協議する。第4条に規定のとおり、ホームページにおいては2件すべてを公開とし、議会だよりにおいては要約・修正することとしたい。なお、議会だよりに掲載する詳細は、編集企画会議に一任することとしたい。異議ないか？
- ・(異議なし)
- ・委員長：決定する。

3 その他

(1) 次回の委員会開催日程について

- ・11月17日(金)13時30分～

(2) その他

- ・委員長：委員から「その他」でないか？
- ・(なし)
- ・委員長：議長からないか？
- ・(なし)

- ・ 委員長：事務局からないか？
- ・ (なし)
- ・ 委員長：以上で終了する。

以上をもって議会運営委員会を閉会する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	1名	合計	1名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和5年11月2日

議会運営委員会委員長 渡辺 洋一郎